

## 佐久市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務 審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 この要領は、佐久市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に係る実態調査等業務企画提案者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること
- (2) 提案者の参加資格の決定に関すること
- (3) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

### (組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は高齢者福祉課長をもって充てる。

3 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 佐久市福祉部長
- (2) 佐久市高齢者福祉課長
- (3) 佐久市企画課長
- (4) 佐久市健康づくり推進課長
- (5) 佐久市福祉課長
- (6) 佐久市生涯学習課長

### (任期)

第4条 委員等の任期は、任命の日から企画提案の審査終了までとする。

### (委員長等)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を

代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月27日から施行する。